

米国法上、不堪航性を訴因として主張する負傷した船員には、懲罰的損害賠償は認められない

こちらは、英文記事

「[Punitive damages not available to an injured seaman asserting unseaworthiness cause of action under US law](#)」 (2019年7月3日付) の和訳です。



米国最高裁判所は、負傷した船員は、船舶の不堪航性によって引き起こされた傷害について、懲罰的損害賠償金、すなわ

ち、被告を罰するための金銭の支払いを受けることはできないと判断しました。同裁判所の判決には、一般的な海事法（コモンロー）上認められる救済と、ジョーンズ法（制定法）上認められる救済を合致させるという効果があり、これにより、傷害に対する船員の請求を査定する際の船主、雇用主および損害保険会社にとっての不確実性がなくなります。

2019年6月24日、米国連邦最高裁判所は、*Dutra Group v/ Batterton* 事件（588 ____ (2019)）でその見解を述べ、負傷した船員は、船舶の不堪航性によって引き起こされた傷害について、懲罰的損害賠償、すなわち、被告を罰するための金銭の支払いを受けることはできないと判示しました。

この裁判所の判断により、第5巡回区連邦裁判所と第9巡回区連邦裁判所との間の分裂が解決されました。第5巡回区裁判所は、*McBride v. Estis Well Serv., LLC* 事件（768 F.3d 382 (5th Cir. 2014)（大法廷））において、不堪航事件では懲罰的損害賠償は認められないと判断し、一方で、第9巡回区裁判所は、*Batterton* 事件（880 F. 3d 1089 (9th Cir. 2018)）において、懲罰的損害賠償が妥当であると判断していました。

乗組員の Christopher Batterton 氏は、Dutra グループが所有・運航する船舶の甲板員として就労していました。その訴状によると、Batterton 氏は、バルクヘッドと（加圧空気が換気されなかったことで開いた）ハッチカバーとの間に挟まれて手を負傷しました。特に、同氏は、ジョーンズ法に基づき過失という訴因を主張するとともに、一般的な海事法に基づき不堪航性という訴因を主張して、Dutra に対して補償的損害賠償を請求し、また、不堪航性という訴因に基づいて懲罰的損害賠償の訴えを起こしました。

不堪航事件について懲罰的損害賠償を認めた先例がないことを認めつつ、最高裁判所は、「連邦控訴裁判所は、1920年商船法（ジョーンズ法）上、懲罰的損害賠償は認められないという点で一致している」と指摘しました（*Opinion at 14*）。同裁判所は、不堪航性を理由とする懲罰的損害賠償はジョーンズ法上認められていないところ、かかる損害賠償を認めることは、*Miles v. Apex Marine Corp.*事件（498 U.S. 19, 33 (1990)）において、同裁判所が、ジョーンズ法か一般的な海事法かを問わず、同一の傷害については、「連邦裁判所は『すべての訴訟について統一的な法の適用』を促進するよう努めなければならない」と命じたことに反することになると述べました（*Opinion at 15*）。

最高裁判所はまた、不堪航性に対する懲罰的損害賠償は、船員の幸福に対する特別な配慮を促す海事上の原則に基づいて正当化されるという主張を退け、船員の保護に際して司法と政治が現在果たしている役割における近年の進展に照らして、歴史的な原則が「現代の海事法で果たす役割は小さく」、「先例の重みに勝るものではない」と述べて、不堪航事件では懲罰的損害賠償は認められないとしました（*Opinion at 18*）。

同裁判所の判決には、一般的な海事法（コモンロー）上認められる救済と、ジョーンズ法（制定法）上認められる救済を合致させるという実務上の効果がありました。これにより、傷害に対する船員の請求を査定する際の船主、雇用主およびそれぞれの損害保険会社にとっての不確実性がなくなります。船員には、引き続き、船舶の不堪航性やその雇用主の過失により生じた傷害について、補償的損害賠償を受ける権利が認められますが、いずれの訴因についても懲罰的損害賠償を受けることはできません。

しかしながら、*Dutra Group v. Batterton* 事件における最高裁判所の判断は、過失にかかわらず、航行中に罹病または負傷した船員について最大限の医学的改善に至るまでの生活費・治療費を意図的に悪意をもって支払わなかったことに対する懲罰的損害賠償を認めた *Atlantic Sounding Co., v. Townsend* 事件（557 U.S. 404 (2009)）での同裁判所の判断を変更するものではありません。

つまり、米国法の下では、雇用中に負傷した、あるいは船舶の航行中に罹病した船員は、1) 船舶の不堪航性やそのジョーンズ法上の雇用主の過失によって生じた損害の補償的損害賠償と、2) 生活費・治療費を意図的に悪意をもって支払わなかったことに対する懲罰的損害賠償を受けることができます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。